



答申第1号
平成2年2月28日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会
会長 丸山 健

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問
について（答申）

平成元年9月29日付け秋保-2008で諮問のことについて、別紙のとおり答申します。

1. 「精神衛生鑑定実施方について（伺い）（昭和57年度）外8件」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第1号）

別 紙

諮詢 第1号 答申

1. 審査会の結論

「精神衛生鑑定実施方について（伺い）（昭和57年度）外8件」の公文書を非公開とした決定は、秋田県公文書公開条例の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2. 異議申立ての内容

（1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「精神衛生鑑定実施方について（伺い）（昭和57年度）外8件」の公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、秋田県知事が平成元年9月19日付けで行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

なお、本件対象公文書は、（1）精神衛生鑑定実施方について（伺い）（昭和57年度及び昭和58年度）（①精神衛生鑑定実施方についての起案文書 ②診察依頼書 ③精神障害者等診察通知書 ④精神障害者（疑）調査票 ⑤精神障害者等通報書 等）（2）精神障害者の鑑定について（送付）（昭和57年度及び昭和58年度）（①精神障害者の鑑定結果送付についての起案文書 ②精神衛生鑑定書 ③精神障害者（疑）調査票 ④精神障害者等通報書 等）（3）入院措置決定通知文書（昭和57年度及び昭和58年度）（①入院措置決定通知書 等）（4）入院措置解除決定関係文書（昭和58年度及び昭和59年度）（①措置入院者措置症状解消届出書 ②措置患者病状報告書 ③入院措置解除通知書 等）（5）患者台帳から構成されている。

（2）異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

実施機関（処分庁）は、本件対象公文書を非公開とした決定の根拠を、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号本文、第4号及び第6号に該当するとし、その理由を、本件対象公文書は、個人に関する情報が記録されており、請求人本人であるか否かを問わず、個人に関する一切の情報は非公開としていること及び公開することにより、当該又は同種の

精神保健行政の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあること並びに法令の規定により、明らかに公開することができないと認められる情報が記録されていることから、公開できないとしている。

しかし、これは次の理由により非公開決定の根拠とならない。

ア. 条例第6条第1項第1号は、公文書の公開によって、他人に知られたくない個人の情報が、他人に知られてしまうことがないようにするための規定である。今回の公開請求は、自分に係る公文書の請求であり、公開してもプライバシーの侵害は生じないから、非公開の決定には理由がない。

プライバシーを侵害しない自己情報を非公開としたことは、明らかに条例第3条でいう原則公開の趣旨に反しており、また、条例第6条第1項第1号の非公開規定は、本人に対しては適用除外になるものであり、公開しないことは納得がいかない。

イ. 自己情報と他人の個人情報とが併せて記録されている場合においては、条例第6条第2項の規定により部分公開も可能であり、全部非公開としたことは、納得がいかない。

ウ. 現在の精神医療は、水準が低く、高度な医学知識がなくても精神衛生鑑定書（以下「鑑定書」という。）や措置患者病状報告書（以下「病状報告書」という。）の内容は、通常人であれば十分に理解できるものであり、これらを自分に公開しても誤解したり、不安感を持つおそれは皆無であり、現在の精神保健行政の円滑な執行に支障が生じるおそれはないから、公開すべきである。公開しないと、かえって理由が分からぬまま監禁されたことになり、精神衛生鑑定医（以下「鑑定医」という。）や主治医であった者に不信感を持つことになる。

また、精神保健行政の主体はあくまで患者であり、患者と医師との間に信頼関係があれば円滑な精神保健行政は行われるものである。鑑定書や病状報告書を公開することにより、治療上マイナスになるおそれは考えられてないので、公開すべきである。ましてや、今回の請求公文書は約5年前の自分に係る情報であり、現在治療の事実ないので、現在の精神保健行政に支障が生じるおそれはないから、公開すべきである。

エ. 精神衛生法（昭和63年7月1日から精神保健法と改正。以下「旧法」という。）第50条の2の規定は、医師等が職務の執行に関して知り得た精神障害者個人の秘密を他人（保護義務者を除く。）に漏らすことを禁じるのがその趣旨であり、異議申立人の個人情報を本人に公開しても旧法の規定には違反せず、納得がいか

ない。

3. 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

本件対象公文書は、自傷他害のおそれがあると認められた精神障害者（異議申立人本人）を、旧法に基づいて知事の権限により強制的に入院させた、入院措置の処分及び入院措置の解除処分に係る情報であり、条例第6条第1項第1号本文、第4号及び第6号に該当するため非公開と決定したもので、その理由は次のとおりである。

(1) 本件対象公文書9件のすべてが、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとして、条例第6条第1項第1号本文に該当する公文書であると判断される。これらの公文書には、異議申立人本人の住所、氏名、病歴などの入退院の行政処分に係る情報が記載されている。これらの記録は「個人に関する情報」として、本人の情報であるか、他人の情報であるかを問わず、一切の個人情報を原則非公開とする条例の趣旨に則り、異議申立人本人に係る情報の公開請求であっても非公開としたものである。

また、条例第3条の趣旨は、条例第1条の目的に沿って原則公開の立場を明らかにしたものであるが、このことは、原則公開の例外として非公開基準を定めている条例第6条第1項第1号の「個人に関する情報」の規定までも否定したものではない。

(2) 条例第6条第2項に定める部分公開については、公開請求のあった情報は、すべてが条例で規定する「個人に関する情報」に該当し、情報を区分して非公開基準に該当しない一部分を部分公開したとしても、単に公文書の様式を公開したようなものであり、公開の意味がないと判断したことから、その全部を非公開としたものである。

(3) 本件対象公文書のうち条例第6条第1項第4号に規定する、いわゆる行政運営に支障が生ずるおそれがあるとして非公開とした公文書は、異議申立人本人に関する入院措置処分の際の鑑定書及び入院措置解除処分の際の病状報告書である。これらの公文書には、異議申立人本人の住所、氏名、生年月日のほか、診断名、生活歴、現病歴、問題行動、現在の精神状態、特殊療法、入退院の要否について高度かつ専門的な知識、経験を必要とする医学的総合判定等が記載されており、また、患者の将来起こり得るおそれのある問題行動等も記載されている。

これらの公文書は過去の行政処分に関するものであるが、当該及び今後の同種の精神保健行政の円滑な執行に、次のような支障が生じるおそれが想定されることから、非公開としたものである。

これらの公文書を公開すると、患者本人や家族に無用の誤解や不安等を与えるおそれがあるばかりでなく、これら公文書には将来の起こり得る問題行動などが記載される場合もあり、患者が心理的ショックを受けて、それが弾みとなって鑑定医や主治医等に対して威迫や嫌がらせなどの行為に出るおそれも考えられる。また、鑑定書については、これを公開すると、患者がそれまで知っている以外の事実を知ることとなり、措置入院後、主治医の治療を拒んで治療の妨げになるおそれがある。

(4) 本件対象公文書のうち、条例第6条第1項第6号に規定する、いわゆる法令秘情報として非公開とした公文書は、異議申立人本人に関する鑑定書及び病状報告書である。その記載内容は、上記(3)で述べたとおりであるが、旧法第50条の2の規定は、医師等が職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らすことを禁じており、本人の情報であるか、他人の情報であるかを問わず、「人の秘密」に当たると判断されるから、これを行政機関において公開することは、人の秘密の保持を規定した同条の意義をなくすることになる。

したがって、同法の趣旨、目的からみて行政機関において公開できないものである。

4. 審査会の判断

(1) 審査会の経過

審査会は、本件異議申立人等からの意見聴取を含め、以下のように審査を行った。

年　月　日	審　　査　　の　　経　　過
平成 1. 9. 29	・ 諮問を受けた。
10. 9	・ 諮問の審議を行った。
10. 25	・ 実施機関から非公開理由説明書を受理した。
11. 8	・ 異議申立人から意見書を受理した。
	・ 指名委員が実施機関職員及び異議申立人からそれぞれ非公開理由説明書、異議申立書、意見書に基づく意見、説明の聴取を行った。
12. 25	・ 諮問の審議を行った。
2. 2. 22	・ 諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

本事案は自己情報に関する公開請求事件であり、審査にあたっては単に現行の条例の解釈運用にとどまらず、条例の制定時に将来の検討課題とした自己情報の本人に対する公開及び自己情報が誤って記録されている場合の本人からの訂正等の問題を含んだプライバシー保護の問題にも議論が及んだ。

当審査会の役割としては、諮問に応じて、条例に基づく実施機関の処分が妥当であったかどうかを審査し、その結果を実施機関に答申することを任務とするものであることを確認した。

審査の結果、以下のように判断する。

ア. 本件対象公文書の性格

本件対象公文書の構成は、「2－（1）異議申立ての趣旨」に記載のとおりである。

これらの公文書は、異議申立人を旧法に基づいて強制的に入院させた、入院措置の処分及び入院措置の解除処分に係る関係公文書である。

イ. 条例第6条第1項第1号の該当性について

条例第6条第1項第1号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報で特定の個人が識別され又は識別され得る情報が記録されている公文書は、公開しないことができると規定している。ところで、「個人に関する情報」とは、健康状態、病歴、思想、信条、信仰、職業、資格、学歴、収入、財産状況など個人に関するすべての情報をいう。

本件対象公文書には、異議申立人本人の入退院の行政処分に係る情報が記録されており、個人に関する情報が記録されていることから、条例第6条第1項第1号本文に該当すると判断する。

また、同号ただし書は、個人に関する情報であっても、例外的に公開できる情報について規定しているが、本件対象公文書に記録されている情報は、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ところで、異議申立人は、本件公開請求は自分に係る公文書の公開請求であり、公開してもプライバシーの侵害は生じないから非公開の決定には理由がないと主張している。

しかしながら、条例は、県民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解と信頼を深めるとともに、公正な行政運営の確保と県民参加による県政の一層の推進を図り、地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として（条例第1条）定められたものであって、県民が自己に関する情報を行政機関から得るための制度を定めたものではないから、条例に基づき公開を請求された公文書の公開を拒み得るか否かについては、公開請求者が県民の誰であるかを離れて判断すべきであり、公開請求が県民のいずれからなされても、同じ結論になるべきである。

したがって、条例第1条の趣旨に照らして、同号本文の解釈は、個人に関する情報については、たとえ本人からの公開請求であっても、原則として非公開とす

る趣旨であるから、この点についての異議申立人の主張は認めることができない。

また、異議申立人は、自己情報と他人の情報とが併せて記録されている場合には、条例第6条第2項の規定により部分公開も可能であるとしているが、条例第6条第1項第1号本文の趣旨は前述のとおりであり、本件対象公文書のすべてが「個人に関する情報」に該当し、これらを区分して公開したとしても公開の意味がないとする実施機関の判断は、妥当なものと判断する。

ウ. 条例第6条第1項第4号の該当性について

条例第6条第1項第4号は、円滑な行政運営の執行という観点から、公開することにより、当該又は同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報が記録されている公文書は、公開しないことができると規定している。

本件対象公文書のうち、実施機関が同号に該当するとした鑑定書及び病状報告書の記載内容は、「3-(3)」のとおりである。

ところで、鑑定医の職務は、入院措置処分という人の身体を強制的に拘束する行政処分の基となる医学的判断を行うという極めて重要な仕事であり、その職務の遂行には精神科医として高度かつ専門的な知識と経験が必要とされている。

精神科医の高度な医学的判断によって作成された鑑定書及びほぼ同様の記載内容である病状報告書は、公開することにより、医学知識の乏しい患者本人や家族に無用の誤解、動搖、不安等を与えるおそれがある。

また、鑑定書及び病状報告書には、将来起こり得る問題行動や個々のケースによっては精神障害者として治癒の見込みがない状況等が記載される場合もあり、これらの公文書を公開することにより、患者が鑑定医や主治医等に対して遺恨を抱いたり、威迫や嫌がらせなどの行為に出るおそれがある。さらに、鑑定書についてみれば、これを公開することにより、患者は、新たに知った事実が意に沿わない場合、措置入院後、精神病院において主治医の診察や治療を拒んでその後の治療の妨げになるおそれがある。

なお、旧法の趣旨によれば、鑑定命令に基づく鑑定医の診断は、通常の医療行為とは違って医師が患者の求めに応じて行う診断とは異なるから、診断内容を患者やその家族に知らせる義務を負うものではなく、ただ命令者たる知事に診断内容を報告すれば足りるとされている。

また、病状報告書についても、医学的診断に基づく措置解除処分の判定資料である点は鑑定書と同様であり、したがって、その診断内容を患者や家族に知らせる義務を負うものではないとされている。

このことは、前述の公開することにより生じるおそれを、十分予測したことによるものと考えられる。

以上の理由から、公開することにより、当該又は同種の精神保健行政の円滑な

執行に支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に該当すると判断する。

エ. 条例第6条第1項第6号の該当性について

条例第6条第1項第6号は、法令の規定により、明らかに公開することができないと認められる情報が記録されている公文書は、公開しないことができると規定している。

同号の規定は、法令等の規定に基づく非公開情報と条例の関係について定めたものであり、個別の法令等の規定により、公開できないとされているものについては条例に優先するものであり、公開を義務づけることはできないものである。

旧法第50条の2は、鑑定医、精神病院管理者等に対しては、職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らすことを禁じている。本件対象公文書のうち鑑定書及び病状報告書には、異議申立人本人の診断名、現病歴、問題行動、現在の精神状態、医学的総合判定等が記録されており、これらは「人の秘密」に当たると判断され、同法の趣旨、目的からしてこれらの情報を行政機関において公開はできないから、条例第6条第1項第6号に該当すると判断する。

よって、「1. 審査会の結論」のように判断する。

個 別 意 見

審査の過程において、委員から次の個別意見があったので、付記する。

異議申立人本人が提起した「精神衛生法に基づく入院措置処分の無効確認等を求める裁判」の審理の過程で、証拠として裁判所に提出された本件対象公文書の相当部分について、本人がかつて見ていることが確認された。したがって、証拠公文書については秘密にする実質的な理由がないから、答申で示した当審査会の判断とは係わりなく、情報提供で見せる手だても可能ではないかとする意見があった。